

令和4年第2回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年2月3日（木曜日） 14時00分～15時23分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 4番 河野 周一 5番 吉良 勝彦
7番 矢野 弥平 9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子
12番 高畠 千恵美 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀

欠席委員： 3番 山田 美之 6番 波戸崎 孝 8番 谷川 享宏 13番 塩月 吉伸
17番 笏田 寿志

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 江藤 明子 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
事務員 児玉 真輝

農政課：副主幹 河合 政和 事務員 野口 大樹

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 議案第4号 農地競売・公売買受適格者証明願いについて
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）
④佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
⑤非農地証明願について

事務局長：それでは令和4年第2回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は3番山田美之委員、6番波戸崎孝委員、8番谷川亨宏委員、13番塩月吉伸委員、17番茅田寿志委員です。農業委員16名中本日の会議の出席者は現在11名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、県内及び市内での新型コロナウイルス感染者の拡大を受けまして、3密を避けるため出席をご遠慮いただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年1月17日付けで9件許可となっておりますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を16番田原俊秀委員、2番松尾孫重委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は9件、田が5,891㎡、畑が7,512㎡、合計13,403㎡。農地法第4条、件数は5件、田が5,493㎡、畑が2,114.01㎡、合計7,607.01㎡。農地法第5条、件数は9件、田が3,199㎡、畑が1,565.35㎡、合計4,764.35㎡。総数の合計件数が23件、合計面積が、田が14,583㎡、畑が11,191.36㎡、総合計面積が25,774.36㎡となっております。あわせて今回は農地競売・公売買受適格者証明願いの審議もごございますので、審議のほどお願いします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第4号農地競売・公売買受適格者証明願いについてを議案審議いたします。3ページをお開きください。事務局より説明をお願いします。なお本日は担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。買受適格者証明願いの申請についてです。農地の競売の入札に参加する際に必要となるもので、農地法第3条の許可を受けられることを証明するものとなりますので、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の申請人が許可要件を満たしているかどうかの審議をお願いします。申請人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しており、農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は申請人と妻、子2人の合計4人で行うとのこと。農地取得後については米を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は159.34aとなり、宇目地

域の下限面積 40a 以上となります。農地法第 3 条の許可要件を満たしているため、買受適格者証明書の交付については問題ないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは本議案についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思ひます。それでは議案第 4 号農地競売・公売買受適格者証明願ひについて証明することに賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。(挙手全員)全員賛成ということで証明したいと思ひます。それでは次に議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは 4 ページの 3 条の 1 番より事務局説明をお願いいたします。なお本日は担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事務局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3 条の 1 番について説明します。住宅地図の冊子 2~4 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は譲受人と妻の 2 人で行うとのことです。農地取得後は野菜、米の栽培及び一部農業用施設として活用するとのことです。取得後の耕作面積は 50.33 a となり、佐伯地域の下限面積 40 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 1 番についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思ひます。それでは 3 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思ひます。続きまして 3 条の 2 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 5 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と子の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 99.79 a となり、弥生地域の下限面積 40 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございまし

た。それでは3条の2番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして関連がありますので3条の3番から5番について一括して審議いたします。事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子6～8ページをご覧ください。3条の3番から5番までは関連しますので、一括して説明させていただきます。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は現在農地を所有しておりませんので、営農計画書を添付しての申請です。農業経営に必要な農機具については知人から借りて行うとのことです。農業は譲受人と父の2人で行うとのことです。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は46.38aとなり、弥生地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の3番から5番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の3番、4番、5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の6番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子9ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は79.4248aとなり、鶴見地域の下限面積20a以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の6番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の7番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子10ページをご覧ください。今回の申請は営農型太陽光発電設備設置に伴う区分地上権の設定についてです。営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合、区分地上権を設定するための農地法第3条第1項の許可に係る申請が必要とされています。地上

権を設定する地上 3.5m から 4.2m の間に太陽光パネルが設置されることとなります。所有権の移転ではないため、下限面積等の要件を満たす必要はありません。後程説明がございすが、支柱部分における農地法第 5 条一時転用許可申請が許可となる場合については、3 条許可についても問題ないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 7 番についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようございすので取りまとめたいと思ひます。それでは 3 条の 7 番について賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。(挙手全員) 全員賛成ということで許可したいと思ひます。続きまして 3 条の 8 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 9 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で果樹や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 43.67 a となり、鶴見地域の下限面積 20 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 8 番についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようございすので取りまとめたいと思ひます。それでは 3 条の 8 番について賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。(挙手全員) 全員賛成ということで許可したいと思ひます。続きまして 3 条の 9 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 11 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。空き家バンクに登録された空き家に付随する農地ということで、令和 4 年 1 月開催の第 1 回農業委員会指定されています。手作業で営農するため、農機具は必要ありません。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 4.12 a となり、農地付き空き家バンクの下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 9 番についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようございすので取りまとめたいと思ひます。それでは 3 条の 9 番について賛成される方の挙手を求めたいと思

います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第3条の9件の審議を終わります。続きまして6ページの議案第6号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の12ページをご覧ください。申請地は、高速道路の蒲江インターチェンジ入口から概ね300mの区域内にある第3種農地の畑です。資材置場用地の用途による申請です。佐伯市及び漁協からの指導により、市・漁協等管理区域に置いていた漁業用資材（小型船・漁網・漁具等）を所有地に仮置きしていますが、その所有地も別の利用計画があるため、申請地を当該資材置場として利用する計画です。なお、申請地の一部は申請者が許可を得ずに平成25年3月から資材置場として利用しておりました。そのため、今回申請者からの始末書を添付しての追認申請となっております。申請地では漁業資材や船、網、浮子などの資材置場を設けます。造成工事は行わず、現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-エ-(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われれます。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも、一部追認案件で遺憾であるが、始末書も添付されており現地については問題ないとの意見がございました。それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の13ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑と田です。農地造成の用途による申請です。申請地は周囲より1段低いため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後は果樹（ビワ、栗等）を作付けする計画です。申請地では0.55mのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら

挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の3番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の3番について説明いたします。お配りしている地図の同じく14ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請ですが、申請者の祖父が許可を得ずに昭和6年頃から住宅を建築しており、申請地を建物の一部及び敷地として利用していました。そのため、今回申請者からの始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-（1）-カー（イ）、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲の営農へ支障をきたすことが予想されないことから現地に関しては問題ないと思われま

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるけども、始末書も添付されており現地については問題ないという意見がございました。それでは4条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の4番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の4について説明いたします。お配りしている地図の15ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地の用途による申請です。申請者は寺院での行事、法事等がある場合、既存の駐車場では足りず、付近の空き地を借りる等の対応をしてきましたが、寺院までの距離があり、年若い来客者にとっては負担になることもあり、今回の申請で寺院に隣接した場所に駐車場を設置する計画です。申請地では隣接地を含めて寺院の来客用駐車場14台分の駐車スペースを設けます。造成工事は整地後砂利敷き施工を行います。敷地境界には既存の石積みがあり、水路側にはフェンスを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の5番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の5番について説明いたします。お配りしている地図の16ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。植林の用途による申請です。申請地までの水路はすでに利用できなく、また周辺の林地化に伴い、農地としての利用が困難になったため、杉を900本植林する計画です。申請地周辺は北側の隣接河川と西側の雑種地、南側の市道を除き本人所有の土地であるため、本人以外の土地には影響はないと思われます。また、南側周辺は市道を挟んですでに林地化しているため、日照、通風の被害はないと思われます。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、周辺の土地は申請人所有のもので、問題はない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第4条の5件の審議を終わります。続きまして7ページの議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の1番について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設としての用途による申請です。申請地では米を作付けしておりましたが、自宅から遠く、また他にも仕事をしているため、耕作管理していくことに苦慮しておりました。申請地では262枚の太陽光パネルを設置します。盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。なお、本申請は佐伯市景観条例に基づく届出の適合通知を得る必要がありますが、当該届出は適合と認められ、佐伯市都市計画課より適合通知されています。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)一カー(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取

りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の2番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の2番について説明いたします。地図の同じく17ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設としての用途による申請です。申請地では米を作付けしておりましたが、実際に田んぼに入るのにも他の人の田んぼを通っていく必要があり、また自宅から遠いため耕作管理していくことに苦慮しておりました。申請地では180枚の太陽光パネルを設置します。盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。なお、本申請は佐伯市景観条例に基づく届出の適合通知を得る必要がありますが、当該届出は適合と認められ、佐伯市都市計画課より適合通知されています。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の3番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の3番について説明いたします。地図の18ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。工場としての用途による申請です。譲受人の既存冷凍冷蔵工場が老朽化により設備の更新が必要となりました。そのため船の水揚げ場に近く、陸上輸送に重要な高速道路とインターチェンジの近隣である当該申請地を新設工場の建設地として利用する計画です。申請地では敷地面積8,810㎡に鉄骨造2階建、建築面積5,244㎡の冷凍冷蔵工場を建築します。造成工事については建物以外の敷地に舗装を行い、側溝及び擁壁等を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また汚水処理槽及び合併処理浄化槽を設置し、雨水は既存水路及び新設側溝に自然流下します。なお、本申請は日豊海岸国定公園内における工作物の新築のため、大分県知事の許可を得る必要がありますが、令和3年12月20日付けで許可書が交付されています。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま

す。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の4番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。申請者は寺院での行事、法事等がある場合、既存の駐車場では足りず、付近の空き地を借りる等の対応をしてきましたが、寺院までの距離があり、年老いた来客者にとっては負担になることもあり、今回の申請で寺院に隣接した場所に駐車場を設置する計画です。申請地では隣接地を含めて寺院の来客用駐車場14台分の駐車スペースを設けます。造成工事は、整地後砂利敷き施工を行います。敷地境界には既存の石積みがあり、水路側にはフェンスを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の5番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の5番について説明いたします。地図の19ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の田です。駐車場用地としての用途による申請です。申請地の隣接地である譲受人の会社事務所前には駐車可能スペースが4台分程ありますが、来客用として使用しているため、仕事先の駐車場に駐車している従業員用の駐車場7台分の確保に困っていました。そのため、今回の申請により会社事務所に隣接した場所に駐車場を設置する計画です。申請地では従業員用の駐車場7台分の駐車スペースを設けます。造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-（1）-エー（イ）、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の5番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の6番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の6番について説明いたします。地図の20ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の田です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造2階建、建築面積99.75㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また汚水排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の7番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の7について説明いたします。地図の21ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。進入路及び駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は申請地隣接の住宅に引っ越しますが、進入路及び駐車場がないため、申請地を住宅までの進入路及び駐車場として利用する計画です。なお、申請地の一部は農業用の進入路及び駐車場として土地造成が行われていますが、農業用施設に供する面積が2a未満として転用届が提出されています。申請地では住宅までの進入路及び個人用2台、来客用2台、両親の車1台、その他1台の駐車場を設けます。造成工事は、一部整地を行い、その他は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の7番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の8番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の8番について説明いたします。地図の22ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、近隣商業地域の第3種農地の田と畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は5つの会社の代表を務めており、それぞれの関係者が頻繁に申請地隣接の自宅に来客していますが、関係5社分の駐車スペースがなく、また譲受人の家族の車4台のうち2台も駐車スペースがないため、路上駐車している状況です。そのため、申請地を個人用と来客

用の駐車場として利用する計画です。申請地では個人用2台、来客用5台、計7台の駐車場を設けます。造成工事は盛土を行いますが、隣地境界には既存の擁壁があるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の8番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の9番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：5条の9番について説明いたします。地図の23ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の畑です。営農型太陽光発電施設としての用途による申請です。転用者である借人は発電パネル下の農地にて営農を行う農業法人と関連会社であり、すでに新女島区でも営農型太陽光発電施設、ブルーベリーのポット栽培を営んでおります。今回の申請においても同様に申請地でのブルーベリーのポット栽培をしながら、その上で太陽光発電を行うため、太陽光発電施設を設置する計画です。なお申請地は荒廃農地にあたり、令和3年3月の通知改正により、荒廃農地を再生利用する場合の要件については2割以上反収が減収しないことに代えて、遊休農地に該当しないこと、営農の適切な継続が行われていることとなります。よって本申請は反収要件はなく、一時転用の許可の期間は荒廃農地を再生利用する場合、また、営農者は認定農業者でもあるため10年間となります。申請地では支柱を立てて、最大高さ3.5mの太陽光パネルを設置します。支柱部分の面積は0.35㎡のため、この数値が転用面積となります。また、太陽光パネルの下の農地面積は817㎡です。パネル下では300鉢のブルーベリーポットを設置します。このブルーベリー栽培についての営農計画書が添付されております。造成等の工事を行わず太陽光パネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透し、北側と東側、南側は公衆用道路に接しており、西側の隣接農地への日照等の影響もないと思われます。木立土地改良区から協議が調い、合意の意見書が添付されております。許可基準は運用通知第2-1-（1）-ア-（イ）-c-（a）、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するもの、また令和3年3月31日改正、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」に該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の9番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま

す。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第5条の9件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第4号農地競売・公売買受適格者証明願い1件については証明したいと思います。議案第5号農地法第3条の9件につきましては許可したいと思います。議案第6号農地法第4条の5件、議案第7号農地法第5条の9件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

（休憩）

議 長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農 政 課：農政課野口です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全30件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が1筆で3,096㎡、契約期間5年が9筆で10,155㎡、契約期間6年が20筆で24,074㎡、契約期間20年が5筆で5,188㎡。これらを合計すると全35筆で42,513㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

議 長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課をお願いします。

農 政 課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしく願います。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは2月15日といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしく願います。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。以上よろしく願います。

議 長：今月の締め切りは2月15日となっておりますのでよろしく申し上げます。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農政課：農政課の河合です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。1枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和4年4月1日開始分24件になります。契約期間5年のもの、新規で登記地目が田、4筆2,538㎡。契約期間6年のもの、いずれも登記地目が田で、新規が12筆15,182㎡、更新が8筆8,892㎡。以上合計24筆、面積が26,612㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画(案)について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。続きまして、佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを審議いたします。除外申請1番より事務局説明をお願いします。

事務局：案件番号1番について説明いたします。お配りしている地図の1ページをご覧ください。申請者は子が経営する化粧品工場用地を探しており、他に代替地がなかったため、耕作予定もなく、化粧品製造工場用地として有効利用したいと考えました。申請地では木造2階建、建築面積115.92㎡の化粧品製造工場を建築します。建物の高さを6m程度に抑え日照に配慮し、造成工事については整地後アスファルト舗装を行います。敷地境界部分にコンクリートブロックL型基礎を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないものと思われ。また、排水処理の方法は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに既存水路に放流します。城村水利組合から基本条件に加えて使用薬剤の浄化の条件が付されており、同意の意見書が添付されています。申請地は第2種農地にあたり、除外がなされれば転用許可基準に照らして転用の見込みがあると思われ。事務局の説明は以上です。担当推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは除外申請1番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。1番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、除外申請1番についての意見は特になしとします。次に除外申請2番について事務局説明をお願いします。

事務局：案件番号2番について説明いたします。お配りしている地図の2ページをご覧ください。申

請者は今後耕作する予定がなく、杉を植栽し管理可能な山林用地として有効利用をしたいと考えました。申請地の西側隣接に茶畑がありますが、申請地より 10m 程度高い位置にあり、またその他の周囲は山林と公衆用道路のため、日照、通風の被害はないものと思われます。申請地は第 2 種農地にあたり、除外がなされれば転用の許可基準に照らして転用の見込みがあると思われます。事務局の説明は以上です。担当推進委員さんからは、隣接する茶畑もありましたが、高低差があったので問題がないと思われる旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは除外申請 2 番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。2 番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、除外申請 2 番についての意見は特になしとします。次に除外申請 3 番について事務局説明をお願いします。

事務局：案件番号 3 番について説明いたします。お配りしている地図の 3 ページをご覧ください。申請者は約 8 年前に離農して、母樹（杉の採穂目的の植栽）をしていましたが、今後耕作する予定がなく、管理可能な山林用地として有効利用をしたいと考えました。樹木が成長するに伴い、日照、通風等の影響による周辺農地への被害防除措置が必要と思われますが、隣接農地の所有者から申請地を植林することについて事前に同意を得ている状況です。また、その他の周囲は山林と公衆用道路のため、日照、通風の被害はないものと思われます。申請地は第 2 種農地にあたり、除外がなされれば転用許可上許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。事務局の説明は以上です。担当推進委員さんからは、周辺地権者、近隣農家との話し合いもできているので問題がないものと思われる旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは除外申請 3 番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3 番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、除外申請 3 番についての意見は特になしとします。次に除外申請 4 番について、すでに非農地通知書が令和 3 年 7 月 26 日付けで発行されていますので、ここで改めて意見を求める必要はないものとします。次に除外申請 5 番につきましてはすでに非農地証明願を令和 4 年 1 月 5 日の農業委員会総会にて承認しておりますので、ここで改めて意見を求める必要はないものとします。除外申請 6 番について事務局説明をお願いします。

事務局：案件番号 6 番について説明いたします。お配りしている地図の 4 ページをご覧ください。申請者は市外在住のため、利用及び管理が困難であり、譲受人である建設会社が駐車場等の用地を探していたことから駐車場及び資材置場用地として有効利用をしたいと考えました。なお、申請地の一部は譲受人が許可を得ずに平成 25 年頃から通行路、進入路、資材置場として利用しておりました。そのため、今回申請者から始末書が添付されています。申請地は通行

路、進入路、資材置場、駐車場として利用します。造成工事については簡易造成のため、土砂の流出、崩壊の恐れはないものと思われます。また、雨水は自然流下します。申請地は第2種農地にあたり、除外なされれば転用の許可基準に照らして転用の見込みがあると思われます。なお、申請地の一部は譲受人がすでに一部通路等として利用しているため、転用には追認許可申請が必要と思われます。事務局の説明は以上です。担当推進委員さんからは、近隣の農地からも道路を隔てて離れており、特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは除外申請6番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。6番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、除外申請6番についての意見は特になしとします。それでは取りまとめたいと思います。佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見は4件いずれも特になしとします。続きまして⑤非農地証明願についてを審議いたします。1番について事務局説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願1番の説明をいたします。まず申請地の現地調査は1月14日に担当区の小川推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字木立の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。現地は添付書類の位置図をご覧ください。本申請地は昭和51年10月に〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の4筆を店舗敷地として給油所を新築していますが、このうち申請地番だけが畑地であることに気づかずに建設しております。今回所有権移転登記をするにあたり、畑のままでは所有権移転登記はできないため、この申請に至っております。現況はスクリーンに映し出しているような状況で、農地に復元するには経済的損失を考慮すれば非常に困難な状況だと思えます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当するかと思われます。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくをお願いします。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして2番について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願2番の説明をいたします。まず申請地の現地調査は1月14日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市女島の2筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和45年に現所有者が〇〇〇〇に自宅を新築する際に隣接の農地に越境し、構造物を私設しております。今回隣接農地の5条申請を行うにあたり、畑地〇〇〇〇に越境している建物敷地部分を分筆し、今回の申請をしております。現況はスクリーンに映し出しているとおおり、当該写真では見えませんが排水溝

が設置されており、宅地、雑種地として利用しております。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当するかと思われます。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の2件につきましては、承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは以上をもちまして、令和4年第2回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

（15時23分閉会）